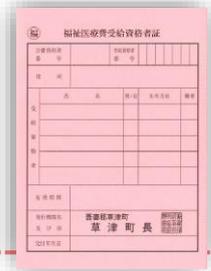


# 福祉医療費受給資格者証 の取扱いについて

通称：

ピンクの医療券



受給者の皆さま、もう一度ご確認をお願いします！

## 《福祉医療とは》

子ども（15歳年度末まで）・ひとり親家庭（子どもの18歳年度末まで）・重度心身障がい者の方が医療機関を受診した場合、保険診療内の自己負担医療費を県と町が助成する制度です。

県内の医療機関では、窓口でのお支払いが無料となります。

将来にわたり制度を維持していくため、医療機関への適正受診にご協力をお願いいたします。

## ☆県外の医療機関を受診する場合



自己負担分を  
いったんお支払い  
ください。



役場 福祉課で支給申請を行って  
ください。申請翌月にお客様の口座  
へお振込みいたします。

支給申請に  
必要なもの

- 印鑑
- 振込口座が確認できるもの
- 保険証
- 福祉医療費受給資格者証（ピンクの医療券）
- 領収書 または、保険診療証明書

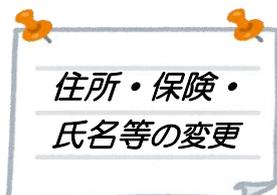
※保険点数が記入されていない領収書（レシート等）の場合……  
医療機関の証明が必要になります。（様式は福祉課にございます）

## ☆福祉医療費の支給対象にならないもの

例えば

- ◆健康診断料
- ◆薬の容器代
- ◆診断書等の文書代
- ◆入院時の差額ベッド代
- ◆入院時の食事代（障がい該当者のうち一部に限り）
- ◆総合病院等の初診でかかる特定療養費
- ◆健康保険の高額療養費や付加給付金、家族療養費など  
（支給された場合は、役場福祉課へご連絡ください。）
- ◆学校で起きたケガ等の医療費  
（この場合はピンクの医療券は使用せず自己負担分をお支払いいただき、  
学校へ災害給付金（学校が加入している保険）の支給申請をしてください。）

## ☆住所・保険等に変更があった場合



福祉課への届出を  
お願いします。

・印鑑 ・保険証  
をご持参ください。

《お問合せ先》

福祉課 福祉医療係

TEL 0279-88-7189（直通）